

河川・下水道事業調整協議会設置要綱

（設置）

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、草加市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と草加市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- （1）浸水被害の状況及び要因の把握
- （2）浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- （3）事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- （4）その他、協議会が必要と定めた事項

（構成）

第3条 協議会の構成は、別表1による。

（意見聴取等）

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、草加市建設部河川課に置く。

（情報公開）

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8月19日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			越谷県土整備事務所
			総合治水事務所
	草加市	都市整備部	都市計画課
		建設部	建設管理課
			河川課